

## 徳島県私立小中学校家計急変世帯修学支援事業補助金交付要綱に規定する取扱い

### 1 趣旨

私立小中学校入学後に保護者等の失職、倒産等などの家計急変事由が発生し、急変後の保護者等の年収の合計が400万円未満相当で資産保有額が700万円未満の世帯に属する小・中学生（その後も継続的に低所得である世帯の児童生徒を含む。）が、家計急変により修学を断念することがないように、支援を行うものである。

### 2 保護者等について

要綱第2条に規定する保護者等が複数存在する場合において、その保護者等のいずれもが県内に住所を有しない場合は、減免の対象としない。また、海外赴任等で、家計急変前の年収が確認できない場合は、減免の対象としない。

### 3 確認書類

#### 【家計急変申請時】

授業料減免措置を受けようとする児童生徒が、①保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、②家計急変後の収入を証明する書類、③保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類を提出する。

(確認書類の例)

- ①離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通告書、廃業等届出など
- ②会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など（家計急変後の収入が住民税に反映されていない場合）
- ③扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等

#### 【家計急変後の収入が住民税に反映されている場合】

保護者等の課税証明書の写し等

### 4 家計急変事由の確認

3の書類をもとに、当該学校への入学後に、保護者等が死亡、事故、病気、失職、倒産、離婚、被災等の事由が生じていることを確認する。

※なお、定年退職等の非自発的失業ではない理由での失職などは、原則、家計急変の対象としない。ただし、個別の事情によっては協議し、県が判断する。

### 5 収入基準の確認

3の書類をもとに、

- ・家計急変後の収入が住民税に反映されている場合は、課税証明書の写し等により、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が135,000円未満（保護者等が2人以上いるときは、その全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額により判定。）であることを確認する。
- ・家計急変後の収入が住民税に反映されていない場合は、家計急変後の年収見込額を

推計し、別表により判断する。その際、収入見込額には退職金、失業手当は含めないものとする。また、会社作成の給与見込等がなく、給与月額等で推計する場合は、3か月の平均給与月額から年収見込額を推計する。

#### 6 資産基準の確認

保護者等の資産額の合計が700万円未満であることを自己申告により確認する。

対象となる資産の範囲は以下のとおりとし、土地・建物等の不動産は対象としない。

また、住宅ローン等の負債と相殺することはできない。

- ・現金及びこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）
- ・預貯金（普通預金、定期預金等）、有価証券（株式、国債、社債、地方債等）
- ・満期や解約により現金化した保険

#### 7 補助の対象となる授業料減免

入学後に家計急変し（その後も継続的に低所得である生徒を含む。）、家計急変の事由が起こった月以降の授業料で、学校法人が減免したものに限る。

家計急変後、退学、転学又は休学のほか、保護者等のいずれかが県外に住所移転した場合等、要件を満たさなくなった場合は、減免を中止する。

<別表>

<年収 400 万円未満相当の世帯の例>

世帯構成		年収見込
ひとり親 または 両親のうち 一方が働い ている場合	子 1 人（小中学生） 扶養控除対象者が 0 人の場合	400 万円未満
	子 2 人（小中学生，高校生） 扶養控除対象者が 1 人の場合	460 万円未満
	子 2 人（小中学生，大学生） 特定扶養控除対象者が 1 人の場合	490 万円未満
	子 3 人（小中学生，高校生 2 人） 扶養控除対象者が 2 人の場合	510 万円未満
	子 3 人（小中学生，高校生，大学生） 扶養控除対象者が 1 人，特定扶養控除対象者が 1 人の場合	540 万円未満
両親共働きの 場合	子 1 人（小中学生） 扶養控除対象者が 0 人の場合	440 万円未満
	子 2 人（小中学生，高校生） 扶養控除対象者が 1 人の場合	550 万円未満
	子 2 人（小中学生，大学生） 特定扶養控除対象者が 1 人の場合	590 万円未満
	子 3 人（小中学生，高校生 2 人） 扶養控除対象者が 2 人の場合	620 万円未満
	子 3 人（小中学生，高校生，大学生） 扶養控除対象者が 1 人，特定扶養控除対象者が 1 人の場合	650 万円未満

※上記の例に該当しない場合は，個別に確認。